

## 第3期

# 南幌町障がい者計画

(平成27年度～平成32年度)

## 第4期

# 南幌町障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

～支えあい、ともに暮らせるまちづくり～

平成27年3月

南幌町



## はじめに



南幌町では、第5期南幌町総合計画後期基本計画（平成26年度～平成28年度）に基づき、健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくりを進めております。

国では、平成27年度からの障がい福祉計画策定の基本指針として「自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で暮らせる社会に」を理念に掲げ、障がい者福祉サービスの充実等を強力に推進していくこととしています。

町では、これまで計画期間の最終年が異なっていた関係で「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つの計画を別々に策定していましたが、今回計画初年度が同じということで、国の基本指針に沿って南幌町の障がい者施策の基本的指針や取り組むべき支援事業などを一体的に定めて策定することができました。

今後は、計画の基本理念であります「支えあい、ともに暮らせるまちづくり」を目指し、障がい者・児が安心して生活が送られる生活環境の整備や就労支援などサービス提供体制の整備に取り組み、障がいのある方が地域において自分らしく暮らせるよう障がい福祉施策を推進してまいりますので町民の皆様をはじめ、関係団体、事業者などの方々におかれましては、事業の円滑な実施と計画目標の達成に向け、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重な審議をいただきました南幌町障がい者福祉計画等策定委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

南幌町長 三好 富士夫



## 〈目 次〉

### 第1部 第3期南幌町障がい者計画

#### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の管理	4

#### 第2章 計画推進のための考え方

1 計画の基本理念	5
2 計画の基本目標	5
3 計画の施策体系	7

#### 第3章 障がいのある人の状況

1 人口の推移	8
2 障がい者の現状	8
3 障がい支援区分の認定状況	11

#### 第4章 障がい者福祉施策の展開

1 自分らしく暮らす	12
2 とともに育ち、ともに学んで暮らす	15
3 元気に暮らす	17
4 安心して暮らす	19
5 助けあって暮らす	25

### 第2部 第4期南幌町障がい福祉計画

#### 第1章 障がい福祉サービスの見込量および方策

1 障がい福祉サービスに関する数値目標	29
2 障がい福祉サービスに関するサービス見込量	31
3 サービス見込量の確保策	42

#### 第2章 地域生活支援事業の見込量および方策

1 実施する事業の内容	44
2 各年度における事業の種類ごとの実績および量の見込み	46

資料 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	49
南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿	50
用語解説	51



## 第1部

### 第3期南幌町障がい者計画

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

---

わが国において、平成26年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成23年に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、障害者基本法改正にともなって、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい支援区分の適切な配慮などの改正が行われました。

南幌町では、平成25年3月に施策の方向性等を定める「第2期南幌町障がい者計画」（平成25～26年度）と、平成24年3月にサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「第3期南幌町障がい福祉計画」（平成24～26年度）を策定し、相談支援体制の充実や移動に関する支援の促進、障がい福祉サービス等の利用を推進してきました。

今後、新たな事業等への取り組みを進めるために、障がい者施策と障がい福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この2つの計画を一体的に策定していきます。

障がいのある人たちが、困ったときにいつでも相談できる場所やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが、



安心して生活を送れるような生活環境の整備を目指し、「第3期南幌町障がい者計画」「第4期南幌町障がい福祉計画」では、障がい福祉施策を着実に進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づく「南幌町障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「南幌町障がい福祉計画」を一体的に策定したものです。

「南幌町障がい者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「南幌町障がい福祉計画」においては「南幌町障がい者計画」の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画として、南幌町の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

本計画は、国の「障害者基本計画」及び「北海道障がい者基本計画」、本町の上位計画である「第5期南幌町総合計画・後期基本計画」（平成26～28年度）や関連計画との整合性を確保して策定します。

### ■障がい者計画の法律上の根拠

〔障害者基本法〕

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ■障がい福祉計画の法律上の根拠

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）〕

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の期間

障がい者計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。障がい福祉計画の計画期間は、国の基本指針で3年と定められており、第4期障がい福祉計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度	
南幌町 総合計画	第5期 (23年～28年)									
南幌町 障がい者計画	第2期 (23年～26年)			第3期 (27年～32年)						
南幌町 障がい福祉計画	第3期 (24年～26年)			第4期 (27年～29年)			第5期 (30年～32年)			

### 4 計画の策定体制

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会を設置し、学識経験者、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員協議会会長、医師、社会福祉関係者等、障がい者団体及び障がいのある人やその家族を委員として幅広い意見をいただき、さらには広く町民の意見を反映させるために計画原案によるパブリックコメントを実施し、計画の策定を進めます。

開 催 年 月 日	概 要
平成26年6月27日	第1回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成26年10月30日	第2回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成26年11月26日	第3回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成26年12月22日	第4回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成27年2月1日～2月20日	第3期南幌町障がい者計画・第4期南幌町障がい福祉計画 原案町民意見提出（パブリック・コメント）手続き
平成27年3月3日	第5回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会

## 5 計画の管理

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、「障害者総合支援法」が施行されました。これを踏まえ、国では第4期障がい福祉計画の策定における「第4期障がい福祉計画に係る基本指針」を示しており、より計画の実行性を高めるため、障がい福祉計画にPDCA（計画－実施－評価－改善）サイクルを導入することが求められています。南幌町では、障がい者福祉計画等策定委員会により障がい者計画の主な取り組みや、障がい福祉計画の各年度における障がい福祉サービス利用状況等について点検・評価を行います。

## 第2章 計画推進のための考え方

### 1 計画の基本理念

障がいのある人が地域社会の一員であると感じられるような社会参加の促進や、障がいの種類や程度に応じて就労できる環境づくり、障がいの有無にかかわらず誰もが、互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現、安心して生活を送れるような生活環境の整備を目指し、「支えあい、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

#### 【基本理念】

支えあい、ともに暮らせるまちづくり

障がい者計画

障がい福祉計画

### 2 計画の基本目標

本計画では、次の5点を基本目標として定め、計画を推進していきます。

1. 自分らしく暮らす
2. とともに育ち、ともに学んで暮らす
3. 元気に暮らす
4. 安心して暮らす
5. 助けあって暮らす

## 目標 1. 自分らしく暮らす

障がいのある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

そのためには、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の設置や、成年後見制度等の体制づくり等を検討していく必要があるとともに、障がい理解に向けた普及啓発活動を進めます。

## 目標 2. とともに育ち、ともに学んで暮らす

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかかわり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことが重要です。

そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した、より良い発達支援体制の整備が必要です。サポートファイルの作成や、障がい児通所支援の利用者負担軽減の検討、学齢期の相談支援体制づくり等を推進していきます。

## 目標 3. 元気に暮らす

核家族化や介助者の高齢化だけでなく、障がい者自身の高齢化・重度化も今後さらに進むと予測される現在、生活習慣病の予防・合併症や重症化予防は、地域の中で暮らし続けていく上で重要です。

そのためには、ライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及啓発を進めることで重度化を防止し、心の健康相談にも取り組み、本人・家族の不安軽減にもつなげていきます。

## 目標 4. 安心して暮らす

お互いを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中でともに生きていくことが重要です。

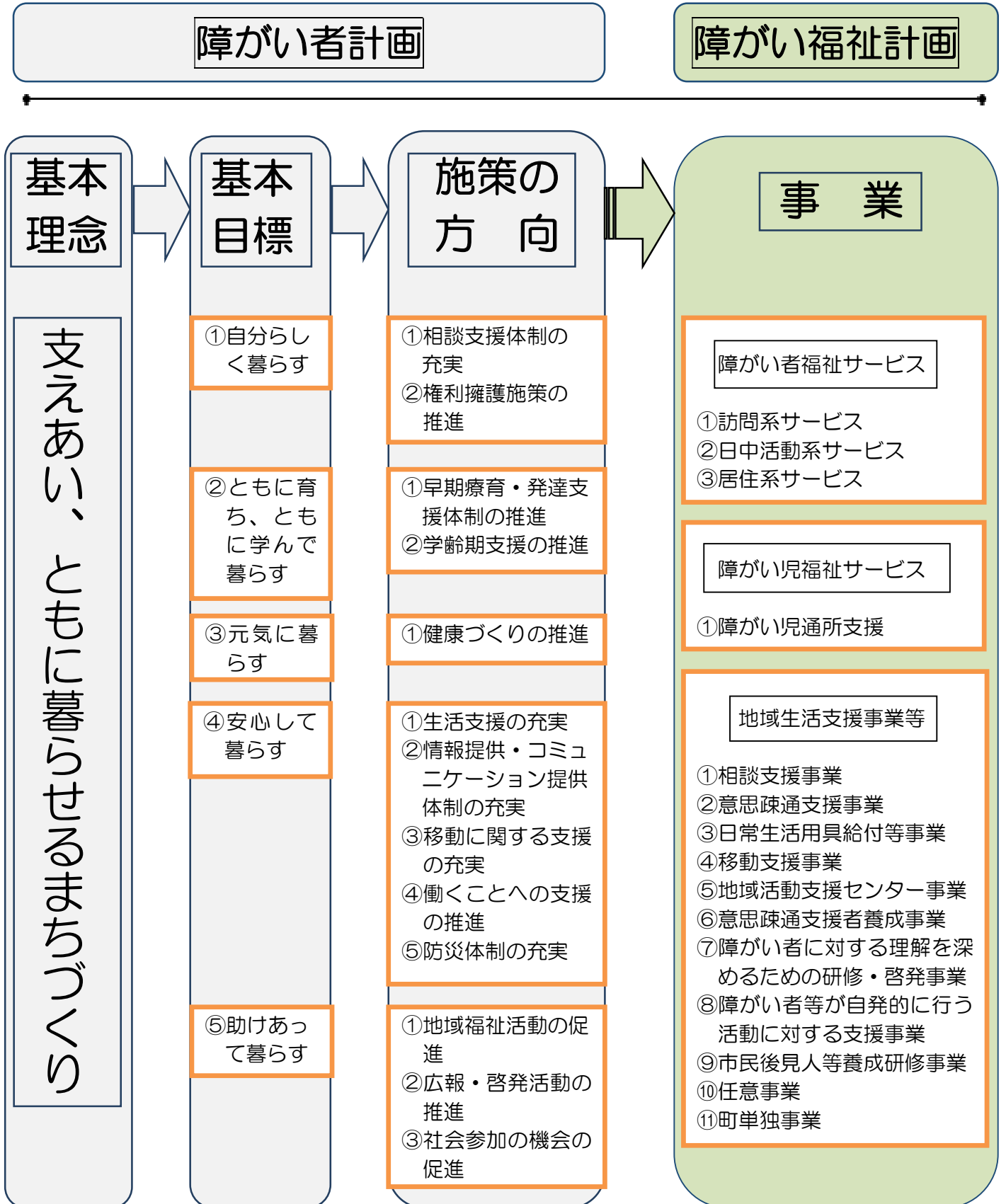
そのためには、防災体制の充実、移動に関する支援の促進、生活支援の充実、働くことへの支援の推進、情報提供やコミュニケーション提供体制の推進に取り組んでいきます。

## 目標 5. 助けあって暮らす

障がいのある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障がい特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から支えあい、助け合うことが重要です。

そのためには、ボランティアの育成や、障がいについての正しい知識や認識を深めてもらうための研修会などを開催していきます。

### 3 計画の施策体系



# 第3章 障がいのある人の状況

## 1 人口の推移

町の人口は、社会情勢や少子高齢化等の影響により、減少しています。

	H22	H23	H24	H25	H26
人口	8,943	8,764	8,571	8,411	8,218

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

## 2 障がい者の現状

### 1) 身体障がい

平成22年から平成26年における身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度から13人増加しています。

#### ○身体障がい者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数 (B)	人口比 (B/A)
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%
H24	119	69	60	101	35	15	399	4.66%
H25	123	65	61	102	38	14	403	4.79%
H26	124	63	65	112	33	15	412	5.01%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

障がい種別でみると、肢体不自由のある人が全体の65.5%を占めており、最も多くなっています。

#### ○身体障がい者手帳の障がい種別

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394
H24	263	22	91	(22)	22	1	399
H25	265	23	93	(21)	19	3	403
H26	270	25	93	(22)	21	3	412

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

## 2) 知的障がい

平成22年から平成26年における療育手帳所持者数の推移をみると、平成22年度から17人増加しています。

### ○療育手帳所持者数

	A (重度)	B (中・軽度)	総数	人口比
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%
H24	31	46	77	0.90%
H25	33	49	82	0.97%
H26	32	49	81	0.99%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

## 3) 精神障がい

平成22年から平成26年における精神障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度から21人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数についても、平成22年度から18人増加しています。

### ○精神障がい者保健福祉手帳所持者

	1級	2級	3級	総数	人口比
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%
H24	7	26	7	40	0.47%
H25	8	28	8	44	0.52%
H26	8	31	12	51	0.62%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

### ○自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

	交付者数	人口比
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%
H24	103	1.20%
H25	136	1.62%
H26	114	1.39%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)



#### 4) 発達障がい

発達障がいは、外見からはわかりにくく、その障がいの状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

#### 5) 難病（特定疾患）

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といい、平成25年4月には障害者総合支援法の制定により、難病患者が障がい者の範囲に加えられています。

治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる北海道の特定疾患治療研究事業対象疾患については医療費が助成されます。対象疾患は、約100疾患が対象となり、平成27年夏頃に約300疾患に拡大される予定です。南幌町では平成26年3月末現在、28疾患、88人が特定疾患医療給付を受けています。

#### 6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部の怪我などの事故により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

また、手帳の所有にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になることが可能です。高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、

正確な人数を把握できていないのが現状です。

### 3 障がい支援区分の認定状況

障がい種別ごとの人数については、重複障がいのある人は主たる障がいで集計しています。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H22	8	2	5	6	7	10	38
H23	6	4	7	8	10	14	49
H24	6	4	6	7	10	20	53
H25	4	4	6	8	12	20	54
H26	4	5	7	10	11	21	58
身体障がい	0	2	0	2	4	10	18
知的障がい	3	2	7	7	7	11	37
精神障がい	1	1	0	1	0	0	3

※平成26年4月1日より認定調査項目等が追加され障がい程度区分が障がい支援区分へ見直しされています。

## 第4章 障がい者福祉施策の展開

### 1 自分らしく暮らす

---

#### 1) 相談支援体制の充実

〔現状と課題〕

障がいのある人が、住み慣れた地域で生活が続けられるようにするには、障がいのある人やその家族などが抱える、さまざまな不安や課題を気軽に相談でき、課題解決を図るための適切な支援へとつなぐ相談支援体制の整備が求められています。相談内容は複雑化・多様化しており、さまざまな相談に対応するためには相談支援専門員の質の向上や関係機関のネットワークを構築して連携を図る必要があります。加えて、障がい者支援施設に入所している人や精神科病院に長期入院をしている精神障がいのある人の地域移行については、関係機関と連携を図りながら長期的な対応が必要です。

これらの取り組みを行うために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討する必要があります。

その他、本町では平成26年4月に地域のネットワークづくりや相談支援の質の向上を図るために「南幌町障がい者自立支援協議会」を設置しました。本協議会では、地域の課題や資源の掘り起こし等を検討し、障がいのある人がより自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会の構築につなげるよう協議を行っています。

また、町には「サービス等利用計画」を作成する「南幌町障がい者相談支援事業

所」を設置し、効果的なサービス提供や本人支援を行うために取り組んでいます。

しかし、障がい児通所支援を利用する児童に「障がい児支援利用計画」を作成する障がい児相談支援事業所が町内に無いため、今後は身近で相談できるように事業所の基盤整備を行っていきます。

今後、これら計画の作成とともに、生活全般にわたるニーズと社会資源活用の調整を行うケアマネジメント機能の充実を図り、本人の希望する生活が実現するように支援する必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
障がい者相談支援事業の実施	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。
ケアマネジメント機能の充実	障がいのある人が地域で自分らしく主体的に生活できるように、本人のニーズと社会資源を適切に結びつけて調整を行うケアマネジメント機能の体制整備や相談支援専門員の質の向上を図ります。
南幌町障がい者自立支援協議会を中心とした連携	障がいのある人やその家族が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健や福祉に係る関係機関・団体や教育機関等の連携・情報共有を深め、さまざまな課題等の効果的な支援のあり方に向けた協議を進めます。
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動の推進	身体障がいや知的障がいのある人の日常生活上の困り事等について、地域において相談員が対応します。
【新規】 基幹相談支援センター設置の検討	相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置を検討します。
【新規】 障がい児相談支援事業所の基盤整備	障がい児通所支援を利用する子どもに必要な「障がい児支援利用計画」を作成する事業所の整備を促進します。

## 2) 権利擁護施策の推進

〔現状と課題〕

障がいのある人が自己選択・自己決定をして、必要な支援やサービスが利用でき、

自分が希望する生き方や暮らし方の実現を図るためには、障がいのある人の権利擁護の支援体制が必要です。

判断能力が十分でない人は、成年後見制度を利用することで手続き等による不利益を防ぐことができます。しかし、成年後見制度についての理解が地域の中では不十分であり、成年後見制度の利用促進のために制度の周知を図る必要があります。加えて、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保（法人後見）等、権利擁護支援の体制整備について検討する必要があります。

また、本町では障がい者虐待防止について周知を図るとともに、虐待防止ネットワーク体制を整備し早期発見・早期解決に迅速に対応できるようにしています。

その他、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されることから、差別解消についての知識の普及啓発などに取り組む必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
成年後見制度の周知や利用の促進	判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、講演会の開催等により制度の周知に努めるとともに必要な人に制度の利用促進を図ります。
虐待を防止するための取り組みの推進	気づきに対する通報義務の周知を行うとともに、早期発見・早期解決するための体制を整備し、関係機関との連携を図ります。
<b>【新規】</b> 成年後見制度などの支援体制の整備	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保（法人後見）等、権利擁護支援の体制整備について検討します。
<b>【新規】</b> 障がい者差別解消への取り組みの実施	障がいを事由とする差別の禁止や差別の解消に取り組めます。

## 2 とともに育ち、ともに学んで暮らす

---

### 1) 早期療育・発達支援体制の推進

〔現状と課題〕

発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育の実施のため、乳幼児健康診査等の各種健診や幼稚園、保育園、早期療育事業、子育て支援センターが連携を図っています。健診時、発達に心配のある子どもには事後フォロー等を行い、必要があれば早期療育につなげています。

最近では、3歳児健診後や学齢期になって集団生活に適応できない等の相談が増加しており、その背景には発達上の課題をもつ子どももいます。このような子どもを早期に発見し支援につなげる機会が必要です。

早期療育事業では、発達に心配のある子どもに専門指導員が療育を行い、子どもの発達を促すことや、関係機関との連携を行うことで発達支援体制の整備を行っています。

また、町外の障がい児通所支援サービス事業所を利用する人が増えてきており、保護者の負担軽減を図ることや地域の発達支援のサービス基盤の整備を促進する必要があります。

さらに、障がい児通所支援サービスを利用する世帯の所得により、利用者負担が発生する場合があります。経済的な負担が大きくなる場合があります。今後はサービスの利用を促進して発達を促すことや経済的な負担の軽減を目的とした、利用者負担減免を検討する必要があります。

その他、子どもを取り巻く関係機関や小学校入学、就職などライフステージが変

わった時にも切れ目のない、個々のニーズに応じた一貫した支援が受けられるよう連携強化を図るために、サポートファイルを作成する必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健康診査等の母子保健事業や予防接種事業の充実を図り、健やかな子どもの育成に努めます。
健診後フォローの実施	各種健診後に発達の遅れや障がいと思われる乳幼児やその保護者へ早期に健康相談や育児相談等の対応を進め、障がいの早期発見・早期療育につなげます。
早期療育事業の実施	子どもの発達に不安をもつ保護者や関係機関の職員に子どもの発達を促すための助言を行い、保護者が安心して子育てができるように努めます。
【新規】 4歳児・5歳児健康相談事業の実施	3歳児健診後から就学までの間に、成長発達の確認、子育てやしつけに関する相談ができる場をつくとともに、集団生活を始めることで見えてくる発達上の問題等を抱える親子に早期支援を行います。
【新規】 サポートファイル作成と活用促進	関係機関の連携やライフステージに応じた切れ目の無い一貫した支援が受けられるよう、サポートファイルを作成し活用を進めます。
【新規】 児童発達支援事業所の基盤整備	療育を必要とする未就学の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業所の整備を促進します。
【新規】 早期療育事業の児童発達支援事業所化の検討	地域の発達支援体制や相談支援を充実させるために、早期療育事業の児童発達支援事業所化を検討します。
【新規】 障がい児通所支援の利用者負担軽減の検討	障がい児通所支援を利用している保護者の経済的な負担を軽減し、子どもの発達を促す環境整備を検討します。

## 2) 学齢期支援の推進

〔現状と課題〕

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行っています。

最近、学齢児の発達相談が増加傾向にあるため、学齢児の相談支援体制を整備し

て迅速に対応できるようにする必要があります。さらに、障がいのある子どもをもつ保護者同士が交流して情報交換等を行い、子育ての悩み等を解消できるような場をつくることは、安心して子育てができる環境づくりに必要です。

また、放課後や休日に、放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用したいという希望があっても、利用者が多いため希望どおりに利用できない場合があります。これらのサービスは、児童生徒の生活能力向上のための訓練や他児との交流促進、保護者の就労等によりニーズは今後も増加していくと考えます。事業者に働きかけを行う等により町内に事業所の整備を促進していく必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
ことばの教室事業の実施	ことばの遅れや比較的軽度の言語障がいのある児童に「ことばの教室」を開設し、一人ひとりの能力や実態に応じた指導を行うための体制整備を図ります。
特別支援教育推進事業の実施	町内小中学校の普通学級に在籍している、発達に遅れがある児童生徒に対して、支援員を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な援助を行います。
【新規】 学齢児の発達相談等支援体制の検討	学齢児の発達相談に、迅速に対応できる体制の構築や保護者同士が情報交換等を行い、子育て不安の解消等につなげるような場を設けることを検討します。
【新規】 放課後等デイサービス事業所の基盤整備	就学している障がいのある児童に対して、放課後や休日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進など、個々の状況に応じた発達支援を行う放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。

### 3 元気に暮らす

#### 1) 健康づくりの推進

〔現状と課題〕



脳血管疾患、心臓病、がん、糖尿病等の生活習慣病等の疾病が原因で、障がいのある人が増加傾向にあります。また、本町の高齢化率が高くなってきていることも関係して有病者が増加しています。

生活習慣病の発症や重症化を予防すること、高齢になってもいきいきと生活をしていくために健康づくりへの取り組みが重要になっています。

また、社会生活を営むためには、身体の健康とともに重要なものがこころの健康です。町では一人ひとりが自分のこころの健康状態を認識し、適切に対処できるように働きかける取り組みを実施しています。この取り組みは、うつ病等の精神疾患の早期発見、早期対応にも重要です。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
各種健診の充実	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し事後指導を行うことや医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
健康教育、栄養相談等の実施	生活習慣病等による障がいの発生を予防するため、健康教育や健康相談等に取り組みます。
各種運動教室の充実	身体機能を維持し、転倒等が原因で障がいになることを予防するため、運動教室や指導等により意識的に身体を動かす機会の充実を図ります。
精神科医師によるこころの健康相談の実施	精神科医師に相談することで、治療の必要性の判断やカウンセリングにより、今後の過ごし方等を知ることができるようになります。
うつ病スクリーニングの実施	こころの疾病の早期発見、早期介入のきっかけとし、こころの健康に対する意識を高めるように働きかけます。
こころの健康について普及・啓発活動や各種団体への健康教育の推進	こころの健康に関心を持ち、病気について正しい知識をもつことで、自らのこころの健康に関心をもつよう働きかけます。
精神障がい者家族会への支援	当事者とのかわり等、普段感じていること等を話すことで、同じ悩みをもつ家族同士で交流を深め、問題解決につなげます。

## 4 安心して暮らす

---

### 1) 生活支援の充実

〔現状と課題〕

障がいのある人が地域で安心して生活を営むためには、障がいのある人やその家族の多様化したニーズに合わせて、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されることが重要です。さらに、サービス事業者等と連携して、障がいのある人やその家族のニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供ができるようサービス提供体制の整備を図る必要があります。

また、障がい者施設に入所している人や精神科病院に長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行も進めていく必要がありますが、地域で自立して生活するための施設等が不足しているため、サービス提供の基盤整備を促進する必要があります。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	障がいのある人が地域で暮らすことができるよう、障がいのある人の日々の生活や活動を支援するため、サービスの拡大や受け入れ体制の充実を図ります。
グループホーム等の住まいの整備の促進	障がいのある人が地域で生活続けることができるよう、グループホーム等の整備を促進します。
日中活動の場の充実	就労に向けた訓練や地域生活への移行のための訓練、創作的活動や運動、生産活動の機会を提供する日中活動の場の基盤整備に努めます。
日常生活用具給付事業の推進	在宅の日常生活が円滑に行うことができるよう、福祉用具や住宅環境の改善等の制度利用を促進するため、多種多様な品目や給付制度に関する情報提供や相談対応に努めます。
緊急通報装置の設置促進	65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者等が急病や災害などの緊急時にボタンを押すだけで、南空知消防組合南幌支署と連絡がとれる緊急通報装置の設置を進めます。
除雪サービス事業の促進	冬期間自力で除雪ができない一人暮らしの高齢者や障がいのある人に対する在宅生活の支援として、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように除雪サービス事業を進めます。
あんしんキットの配布	あんしんキットの配布を進めることで、緊急時に関係者への情報伝達スムーズに行われるように努めます。
安心安全見守りネットワーク事業の実施	見守りを必要とする障がいのある人等を、町と民間事業所等が連携して異変を早期発見し、必要な援助を行うよう努めます。
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の促進	所在不明となった認知症等のある高齢者や障がいのある人を関係機関の連携で、速やかに発見・保護できるように進めます。
<b>【新規】</b> 訪問入浴サービスの提供体制整備の検討	重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供できる体制の整備を検討します。
<b>【新規】</b> 地域生活拠点等の整備の検討	障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談や体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）の整備を検討します。

## 2) 情報提供・コミュニケーション提供体制の充実

### 〔現状と課題〕

障がいのある人やその家族がさまざまな情報を適切に入手・発信できるように、ニーズに応じた多様な情報提供を行っています。

聴覚障がいのある人等に対して意思疎通支援事業により手話通訳者を派遣し、コミュニケーションへの支援を行っていますが、手話通訳者だけではなく要約筆記者等の派遣体制の整備をしていく必要があります。

また、町内に手話を使って聴覚障がいのある人等との交流やコミュニケーション支援ができる人を増やすために、関係団体と協力して手話奉仕員の養成を図る必要があります。

### 〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
福祉ガイドブックの配布など 各種情報提供の充実	各種情報の提供や普及に努めるため、障がい者手帳が交付された人に福祉制度を紹介したガイドブックの配布をはじめ、さまざまな情報を提供し制度の利用等を促進します。
意思疎通支援事業の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他障がいのため、コミュニケーション支援が必要な人に、手話通訳者を派遣します。 また、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。
情報提供機能の充実	視覚障がいや聴覚障がいのある人等の情報入手が困難な人に対して、声の広報やホームページ等によって情報提供の充実に努めます。
<b>【新規】</b> 手話奉仕員の養成	聴覚障がいのある人との交流の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成を図ります。

### 3) 移動に関する支援の充実

〔現状と課題〕

障がいのある人の自立生活の支援や社会参加を促進するためには、外出の支援や移動手段の確保、交通費の経済的負担軽減を図ることが必要です。

本町では、障がい福祉サービス等による外出の支援、普通乗用車への乗降が困難な人が通院する際には車両による送迎、福祉ハイヤー利用料金助成や障がい者自立促進交通費助成、町外の医療機関に通院して人工透析療法を受けている人の通院交通費の補助といった各種交通費の助成を行っており、これら既存事業の周知や利用の促進に努めています。

また、難病のある人は専門の医療機関に定期的に通院しなければならず、札幌市等に所在する医療機関に通院している人も多いため、通院交通費の負担も大きい現状があります。今後は、難病のある人の通院交通費の補助について検討し、経済的負担の軽減を図る必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
移動支援事業等の充実	<p>屋外での移動が困難な視覚障がいや知的障がい、精神障がいのある人等に対し、障がい福祉サービスの行動援護・同行援護や地域生活支援事業の移動支援事業による外出のための支援を充実し、地域における自立生活や社会参加を促進します。</p> <p>また、普通乗用車への乗降が困難な人には、車両による医療機関等への送迎を行います。</p>
福祉ハイヤー利用料金助成事業の実施	<p>身体障がい者手帳1・2級または3級の一部と療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人にハイヤー利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大を図られるように努めます。</p>
障がい者自立促進交通費助成事業の実施	<p>在宅の障がいのある人が、単独で福祉的就労等、自立促進のために公共交通機関を利用して通所するための交通費の一部を助成します。</p>
人工透析患者等通院交通費助成事業の実施 (腎臓機能障がい者通院交通費補助金)	<p>人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある人に対して、交通費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。今後、助成額を見直すとともに、難病のある人にも制度の拡大を図ります。</p>

#### 4) 働くことへの支援の推進

〔現状と課題〕

障がいのある人の就労は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、社会参加するための手段として重要です。

就労を希望する障がいのある人が自分の能力に応じた適切な就労ができるよう、就労に関する情報提供や職業安定所（ハローワーク）や障がい者職業センター、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図る必要があります。加えて、働きやすい職場環境づくりが必要であり、企業側の理解向上に向けた取り組みや障がい者雇用制度の情報提供を行う等、障がいのある人の雇用に関心をもつように努める必要があります。

また、一般就労による雇用の促進を図るだけでなく福祉的就労も含め、一人ひとりの状況に応じた多様な就労の場の確保が必要です。一般就労が困難な障がいのある人に対して、日常生活訓練や一般就労に向けた作業訓練の場を確保し、可能な限り就労や社会参加の機会を充実させることは、社会参加の促進や生きがい確保などの面でも重要です。

〔主な取り組み〕

項 目	施策の内容
雇用機会の確保	就労に関する情報提供等の相談支援を行うとともに、職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、雇用促進を図ります。
職場の理解の促進	関係機関等と連携して、企業等に対して障がいへの理解の促進を図ります。
福祉的就労の場の確保	企業等への就労が困難な障がいのある人に、日常生活訓練や一般就労に向けた作業訓練の場を確保し、就労や社会参加の機会の充実に努めます。

## 5) 防災体制の充実

〔現状と課題〕

障がいのある人の中には、自力で避難できない人や避難所で特別な支援を必要とする人など、障がいの特性に応じ、緊急時や災害時に対するさまざまな不安を抱えている人がいます。

本町では震度4の地震発生時は、災害時要援護者の登録をされている人に安否確認を行っていますが、災害時の迅速な安否確認や避難については、近隣住民の相互協力が欠かせません。障がいのある人等の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織体制を確認しておく等、災害時の体制づくりが求められています。

また、障がいのある人の中には特別な支援を必要とする人もいるため、災害時に

特別な支援を必要とする人に配慮した体制や設備について、関係機関と協力して整備する必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
災害時要援護者安否確認	震度4の地震発生の際に、災害時要援護者として登録している人に安否確認を行い、南空知消防組合南幌支署等の関係機関と連携しながら、災害時に円滑に避難できるようにします。
【新規】 避難が必要なときの協力体制の検討	災害発生等の緊急時に、円滑な避難誘導等の支援を行えるよう、要援護者の把握、要援護者情報の共有、緊急時の役割分担等、地域の体制づくりの検討を進めていきます。
【新規】 災害時に必要なケアが受けられる体制等の検討	災害時に特別な支援を必要とする人に配慮した体制や設備の整備の検討を進めます。

## 5 助けあって暮らす

### 1) 地域福祉活動の促進

〔現状と課題〕

誰もが身近な地域で安心して暮らし、自らが望む生き方を実現していける社会にするためには、地域で暮らす住民同士が支え合い、ともに助け合う地域づくりが求められています。

ボランティア団体や当事者団体等の活動の支援、地域を支える組織や団体、人材の育成等を社会福祉協議会と連携して取り組む必要があります。



〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
ボランティアの育成・発掘	社会福祉協議会と連携して、地域で障がいのある人の生活を身近で支援することができるボランティア等の育成や発掘に取り組みます。
【新規】 障がいのある人等が自発的に 行う活動に対する支援	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、地域を支える団体等が行う活動に対して支援を行います。

## 2) 広報・啓発活動の推進

〔現状と課題〕

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、周囲の人や関係機関などすべての人が、障がいのある人に対する正しい知識や理解を得ていくことが大切です。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、支え合う地域社会づくりに向けて、広報・啓発活動の充実を図っていく必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
【新規】 障がいのある人の理解を深め ための啓発の実施	地域住民が、障がいのある人に対する正しい知識をもち、理解を深めるための学習会の開催や情報提供等を行います。

## 3) 社会参加の機会の促進

〔現状と課題〕

各種行事やレクリエーション等の活動等は、一人ひとりの人生をより充実させることにつながる可能性があり、人と人をつなぐ交流の機会にもなります。

社会福祉協議会主催のボランティア・フェスタ、福祉スポーツ大会をはじめとし

た各種行事や誰でも立ち寄り活動に参加できる「ひだまりサロン」は、障がいのある人とない人が相互に交流する場になっています。

これら各種行事や交流の場は障がいのある人の社会参加の機会となり、障がいのある人について正しい理解をしてもらう機会としても重要です。

誰でも立ち寄れる場は、ボランティアの育成や人と人の交流の促進につながるため、地域の中にもそのような場がつくられるようにする必要があります。

〔主な取り組み〕

項目	施策の内容
交流機会の促進	各種行事等で、障がいのある人とない人が相互に交流することで、障がいへの理解を深める機会となるよう各種行事の周知を行い、社会参加促進を図ります。
【新規】 気軽に立ち寄れる場づくりの 支援	ひだまりサロンのような障がいのある人もない人も気軽に立ち寄れる交流の場の設置を進めます。

## 第2部

### 第4期南幌町障がい福祉計画

# 第1章 障がい福祉サービスの見込量および方策

## 1 障がい福祉サービスに関する数値目標

---

### 1) 基本的な考え方

障がいのある人が自分らしく暮らしていくことを支援していく観点から、「地域生活への移行」や「就労の支援」といった課題に対応するために、平成27年度から平成29年度までの3年間における数値目標を設定し、これに基づき必要となるサービス量を見込むことにより本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

この計画の数値目標の設定については、国の基本指針で示す目標値を基準とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて本町の目標値を定めます。

### 2) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

国は、施設に入所している障がい者が、自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等、住み慣れた地域での生活に移行することを目指しています。これにより平成25年度末現在の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、あわせて平成29年度末現在の施設入所者数を平成25年度末より4%以上削減することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。

本町においては、前回の計画策定時より徐々に地域移行を進めているため、平成29年度末の施設入所者数については、現在の人数と同数の26人で見込みます。今後においても、入所施設等を通じて利用者の意向を把握し、できるだけ利用者の

希望が実現できるよう関係機関と連携を図りながら推進します。

○目標値設定

項 目	人数	備 考
平成25年度末の施設入所者	26	
減少見込数	0	
平成29年度の施設入所者	26	平成25年度末施設入所者と同数

地域生活移行者数	0	施設入所からグループホーム等への移行数
----------	---	---------------------

### 3) 福祉施設から一般就労への移行目標

国は、就労移行支援事業など福祉施設における取り組みを強化するとともに、関係機関と協力して雇用の促進を図るため、福祉施設から一般就労への移行を平成29年度までに平成24年度実績の2倍とすること、就労移行支援事業利用者数を平成25年度末から6割以上増加することを基本方針としています。

本町においては、これまで福祉施設から一般就労への移行実績はなく、就労系サービスの利用者と面接により確認を行っていますが、移行を希望される方は、ほとんどいない状況にあります。

今後においても、障がいのある人の意向や適正、利用しているサービス事業者等と連携を図り、平成29年度までに1人が福祉施設から一般就労に移行すること、就労支援事業利用者が、平成25年度末より1人増加することを目指します。

## ○目標値設定

### 福祉施設からの一般就労移行

項目	人数	備考
平成24年度移行実績	0	福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）から一般就労への移行者数
平成29年度までの目標値	1	

### 就労移行支援事業利用者数

項目	人数	備考
平成25年度末利用者数	4	
平成29年度利用目標値	5	平成25年度末利用数から1人増加

## 2 障がい福祉サービスに関するサービス見込量

---

### 1) 基本的な考え方

サービスの必要見込量（支給量）は、地域の実情やニーズを把握したうえで、サービス毎に見込量を設定することとなっています。

平成26年度の見込みを含めた過去5年間の実績を基に第4期の障がい福祉サービスの具体的な目標値として、必要なサービス量を見込みます。

## 2) 訪問系サービス

### 〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人の自宅に訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯および掃除など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする方に自宅での入浴、排せつ、食事などの介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に、移動時及び外出先においての必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する方に、危機回避のための必要な援護や外出時における移動中の介護等、必要な支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする方で、意志疎通を図ることに著しい支障がある人のうち四肢の麻痺及び寝たきり状態にある方や知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に各障がい福祉サービスを包括的に提供します。

### 〔現状と実績〕

居宅介護については、平成26年9月末現在、支給決定を受けている10人のうち7人が、1カ月に1人あたり6.4時間利用しています。重度訪問介護については、支給決定を受けている2人のうち1人が利用しており、行動援護については、支給決定を受けている3人の内1人が利用しています。訪問系サービスの平成26年度（見込）を含めた過去5年間の実績と比較すると、全体的に利用者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、1カ月の1人あたりの平均利用時間数は増加傾向にあります。

〔サービス見込量と考え方〕

訪問系サービスについては、過去5年間の実績及び見込から、各年度の総利用量を見込んでいます。また、居宅介護については、平成26年度新規利用者の定期的な通院に係るサービスの利用等により利用量を多めに見込みます。同行援護、重度障がい者等包括支援については、利用の実績がないため、今期計画での利用を見込みません。

サービス名	実 績					第4期計画見込量			
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	人数	8	7	6	4	7	8	8	8
	時間	24	23	13	16	45	60	60	60
重度訪問介護	人数	1	1	2	2	1	1	1	1
	時間	52	59	65	59	65	65	65	65
同行援護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	人数	2	2	2	2	1	2	2	2
	時間	11	3	5	3	5	10	10	10
重度障がい者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成26年度について9月末現在の実績及び10月以降の見込

※利用時間は月平均利用延べ時間で、人数は年間利用者数



### 3) 日中活動系サービス

#### 〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において主として日中に入浴、排せつ及び食事等の介護を支援するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の方で、一般企業等への就労が可能と見込まれる障がいのある人に、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援や就職後における職場への定着のために必要となる相談支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護	病院などでの長期入院による医療ケアと常に介護を要する方に、病院において主として昼間に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものについては、療養介護医療として提供します。
短期入所	自宅で介護する方の疾病その他の理由により、短期間、障がい者支援施設等に入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行います。

#### ○ 生活介護

##### 〔現状と実績〕

平成26年9月末現在、生活介護の支給決定を受けている41人のうち、38人の方が、サービスを利用しています。1ヶ月の1人あたりの平均利用日数は、20

日となっています。過去5年間の実績及び見込を比較すると、利用者数及び総利用量が大きく増えていますが、これは、旧法から新体系に移行したことにより、旧体系の施設（身体障がい者入所更生施設、旧知的障がい者入所授産施設、旧知的障がい者通所授産施設）を利用していたものが、施設入所への移行に併せて生活介護の利用を始めたことが大きな理由と考えます。

#### 〔サービス見込量と考え方〕

過去5年間の実績及び見込から各年度の総利用量を見込み、平成27年度以降については、1人あたり20日程度の利用として見込みます。

### ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練、生活訓練については、近年利用実績がありませんでしたので、今期計画での利用を見込みません。

### ○ 就労移行支援

#### 〔現状と実績〕

平成26年9月末現在、就労移行支援の支給決定を受けている4人が、1ヶ月に1人あたり平均20日利用しています。過去5年間の実績において、利用日数が年により増減しているのは、利用者の状況に合わせた利用となるためです。

#### 〔サービス見込量と考え方〕

過去5年間の実績及び見込みから各年度の総利用量を見込みます。新規利用が見込まれる一方で、就労移行支援の利用期間が最大2年間であること、退所後は一般就労等を目標としていることもあり、平成27年度以降については、1人あたり1

5日程度の利用を見込みます。

## ○ 就労継続支援（A型・B型）

〔現状と実績〕

平成26年9月末現在、就労支援A型の支給決定を受けている4人が、1ヶ月に1人あたり平均20日利用しており、就労支援B型の支給決定を受けている21人については、1人あたり平均17日利用しています。また、利用日数については、利用者の状況により週2日から週5日の利用となっています。

〔サービス見込量と考え方〕

平成26年度の実利用状況から各年度の総利用量を見込みます。

## ○ 療養介護

〔現状と実績〕

法改正により平成24年4月から重症心身障がい児施設に入所されている方が、療養介護へ移行しています。平成26年9月末現在、支給決定を受けている4人が平成24年度より継続してサービスを利用しています。

〔サービス見込量と考え方〕

平成27年度以降についても同数の4人の利用を見込みます。

## ○ 短期入所

〔現状と実績〕

平成26年9月末現在に短期入所の支給決定を受けている人は、16人でその内

9人が、1ヶ月あたり平均3日利用しています。利用率（支給決定者数に対する利用者数の割合）が低い形となっておりますが、これは、ご家族の緊急時等の利用や介護負担の軽減等を想定していることが大きな理由となっております。

〔サービス見込量と考え方〕

利用人数に大きな変化はありませんが、利用日数については、減少傾向にあります。介護者の負担軽減等の為にも必要なサービスとなるため、ニーズに対応できるよう必要となる利用量を見込みます。

サービス名	実 績						第4期計画見込量		
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活介護	人数	22	36	38	39	38	39	40	41
	日数	419	558	737	741	765	780	800	820
自立訓練 (機能訓練)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人数	0	0	2	0	0	0	0	0
	日数	0	0	3	0	0	0	0	0
就労移行支援	人数	0	3	3	5	4	4	4	5
	日数	0	34	31	35	80	60	60	75
就労継続支援 (A型)	人数	3	0	4	4	4	4	4	4
	日数	22	0	18	40	80	80	80	80
就労継続支援 (B型)	人数	17	21	21	21	21	21	21	21
	日数	227	249	317	312	360	360	360	360
療養介護	人数			4	4	4	4	4	4
短期入所	人数	12	9	12	10	9	12	12	12
	日数	52	43	42	25	30	36	36	36

※平成26年度について9月末現在の実績及び10月以降の見込

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間利用者数

## 4) 居住系サービス

### 〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居において、主として夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設において、主として夜間に入浴、排泄及び食事の介護等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### ○ 共同生活援助（グループホーム）

#### 〔現状と実績〕

法改正により平成26年4月より共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）が一元化されました。これにより町内には、3箇所（各施設分を合計した定員17人）のグループホームがあります。平成26年9月現在、支給決定を受けている12人が共同生活援助を利用しており、南幌町を含めた7市町村に所在するグループホームを利用しております。町内にあるグループホームを利用されている方は、このうち2人となっています。

過去5年間の利用者数は増加しており、地域生活を営む住まいとして高いニーズが潜在していると考えます。

#### 〔サービス見込量と考え方〕

過去5年間の実績及び見込から、各年度の総利用量を見込みます。

今後、新規利用者の方の居住の場が必要となるため、共同生活援助については、利用者数の増加を見込みます。

## ○ 施設入所支援

### 〔現状と実績〕

町内には、1箇所（定員50人）の障がい者入所施設があり、平成26年9月末現在、支給決定を受けている27人が南幌町を含めた14市町村に所在する施設を利用しています。町内の施設を利用されている方は、このうち8人となっています。

過去5年間の利用者数は、法改正による旧体系施設から新体系への移行があったものの、ほぼ横ばいの状況となっています。

### 〔サービス見込量と考え方〕

平成26年度に障がい者入所施設からグループホームへの移行が1人あり、平成27年度以降は、実績等を考慮し26人と見込みます。今後の入所施設からの地域生活への移行の見込みについては、介護者の高齢化や従前より徐々に地域移行を進めてきていることなどから、これまで以上の地域生活への移行は、困難となることが予測されます。新規希望者については、利用者、家族の状況や意向を踏まえた上で、施設利用の必要性を十分検討し適切なサービスを受ける事ができるよう支援していく必要があります。

サービス名	実 績						第4期計画見込量		
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助 (グループホーム)	人数	7	11	10	13	12	13	14	15
施設入所支援	人数	28	26	27	26	27	26	26	26

※平成26年度について9月末現在の実績及び10月以降の見込

※人数は年間利用者数

※旧体制の施設入所者については、施設入所支援に含める（平成22年度、平成23年度）

## 5) 相談支援

### 〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用される方に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。
地域定着支援	居宅における単身で生活している障がいのある人に対して、24時間の相談支援等を行います。

### 〔現状と実績〕

計画相談支援を利用できる事業所については、町長が指定した指定特定相談事業所となり、町内には1箇所あります。

計画相談支援により作成するサービス等利用計画については、平成26年度までに障がい福祉サービスを利用する全ての利用者について作成することとされており、今年度中に全ての利用者がサービス等利用計画を作成できるよう進めています。

### 〔サービス見込量と考え方〕

計画相談支援については、全ての利用者が対象となるように見込みます。

地域移行支援、地域定着支援については、過去の利用実績はありませんが、地域での生活を進めるために1人ずつ見込みます。

サービス名	実績						第4期計画見込量		
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	人数			1	30	75	80	82	84
地域移行支援	人数			0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人数			0	0	0	1	1	1

※平成26年度について9月末現在の実績及び10月以降の見込

※人数は年間利用者数

## 6) 障がい児支援事業

### 〔サービスの概要〕

サービス名	サービス内容
児童発達支援	療育を必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある未就学児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して授業の終了後または、夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所サービスを利用する方に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

### 〔現状と実績〕

児童発達支援については、平成26年9月末現在、1件の支給決定があります。

放課後デイサービスについては、5人の支給決定があり、1ヶ月1人あたり平均3日間の利用があります。町内に通所サービスの事業所がないため、町外の事業所に通所してサービスを利用しています。

### 〔サービス見込量と考え方〕

児童発達支援については、未就学の児童に対するサービスとなり利用実績に基づき見込みます。

放課後等デイサービスについては、利用実績に現在把握している平成27年度からの新規利用者のニーズを含め見込みます。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については、利用実績がありませんでしたので、今期計画での利用を見込みません。



サービス名	実績						第4期計画見込量		
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援	人数			0	1	1	1	1	1
	日数			0	3	2	3	3	3
医療型児童発達支援	人数			0	0	0	0	0	0
	日数			0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人数			0	1	3	5	5	5
	日数			0	1	10	30	30	30
保育所等訪問支援	人数			0	0	0	0	0	0
	日数			0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人数			0	0	1	3	3	3

※平成26年度については、9月現在の見込

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間利用者数

### 3 サービス見込量の確保策

#### 1) 訪問系サービス

障がいのある人が在宅で生活する際に、必要なサービスを受けられるよう各事業所と連携し、今後も個々のニーズにあった適切なサービス量の確保に努めます。

#### 2) 日中活動系サービス

障がいのある人が自立した生活を送るために身体能力、日常生活能力の維持・向上や、就労の場の提供など、障がいのある人の意欲と能力に応じた必要なサービスが受けられるよう、地域又は施設での日中活動の場を確保できるよう支援します。

#### 3) 居宅系サービス

保護者の高齢化等により居住系のサービスの必要性が今後高まることが予想さ

れます。特に共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行の受け皿となることが見込まれるためサービス量の確保が必要となります。また、退所、退院後に必要となるその他の福祉サービスについてもあわせて各事業所等と連携しながら、適切なサービス量を確保するよう努めます。

#### 4) 計画相談支援

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用する全ての利用者が、支給決定を受ける前にサービス等利用計画を作成することとなっています。福祉サービスを利用するにあたり個々のニーズに合った計画的な支援が受けられるよう、指定特定相談支援事業所との連携を図りながら、きめ細やかな相談支援体制の確保に努めていきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、入所施設等から地域生活への移行や定着に向けた相談など、地域での生活を安心して進めていく上で必要となるサービスとなります。当町を支援エリアとしている事業所と連携しニーズに基づいたサービス提供体制の確保に努めます。

#### 5) 障がい児通所支援

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めるとともに、サービスを利用するにあたり個々のニーズに合った計画的な支援が受けられるよう、各事業所との連携を図りながら、きめ細やかなサービス提供体制の確保に努めていきます。

## 第2章 地域生活支援事業の見込量および方策

### 1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するもので、障害者総合支援法により町に必須事業として位置づけられているものと、町の施策により任意に実施する事業があります。

本町では、地域におけるネットワークづくりや相談支援の質の向上を図るため「南幌町障がい者自立支援協議会」を設置しています。

また、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発に取り組み、権利擁護を図るために成年後見制度の普及啓発や権利擁護支援体制の整備を検討していきます。

#### 【事業内容】

	サービス名	サービス内容
必須事業	(1) 相談支援事業  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           障がい者相談支援事業            障がい者自立支援協議会            相談支援機能強化事業            成年後見制度利用支援事業            指定特定相談支援事業所         </div>	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、成年後見制度の普及啓発や利用を支援することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。  また、障がいのある人の雇用・教育・医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進するために南幌町障がい者自立支援協議会を設置しています。
	(2) 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	(3) 日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
	(4) 移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
	(5) 地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
	(6) 【新規】 意思疎通支援者養成事業	聴覚に障がいのある人等の交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として手話奉仕員の養成を行います。

	(7) 【新規】 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業	住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
	(8) 【新規】 障がい者等が自発的に行う活動に対する支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
	(9) 【新規】 市民後見人等養成研修事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために法人等に必要な知識・技能等の研修や支援体制の整備を行います。
(10) 任意事業	①日中一時支援事業	障がいのある人（児）に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
	②身体障がい者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。
	③自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
	④知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
	⑤障がい者虐待防止対策事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障がい者虐待ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携を取り支援体制の強化や協力体制の充実を図ります。

(11) 町単独事業	①生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった人について、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
	②人工透析患者等通院交通費助成事業	人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある人や、町外へ通院している難病のある人に対して交通費の一部を助成します。
	③福祉ハイヤー利用料金助成事業	身体障がい者手帳1・2級又は3級の一部と療育手帳保持者、精神障がい者保健福祉手帳保持者に対しハイヤー利用料金の一部を助成します。
	④自立促進交通費助成事業	在宅で障がいのある人が、単独で福祉的就労など自立促進のために公共交通機関を利用して就労継続支援などの障がい福祉サービス事業所に通所している場合、交通費の一部を助成します。

## 2 各年度における事業の種類ごとの実績および量の見込み

### 【サービス量の考え方】

第4期計画期間のサービス量については、障がい者の中に難病の方が含まれるようになったことや利用者のニーズ等を踏まえながら、第3期計画の実績を勘案して見込みます。

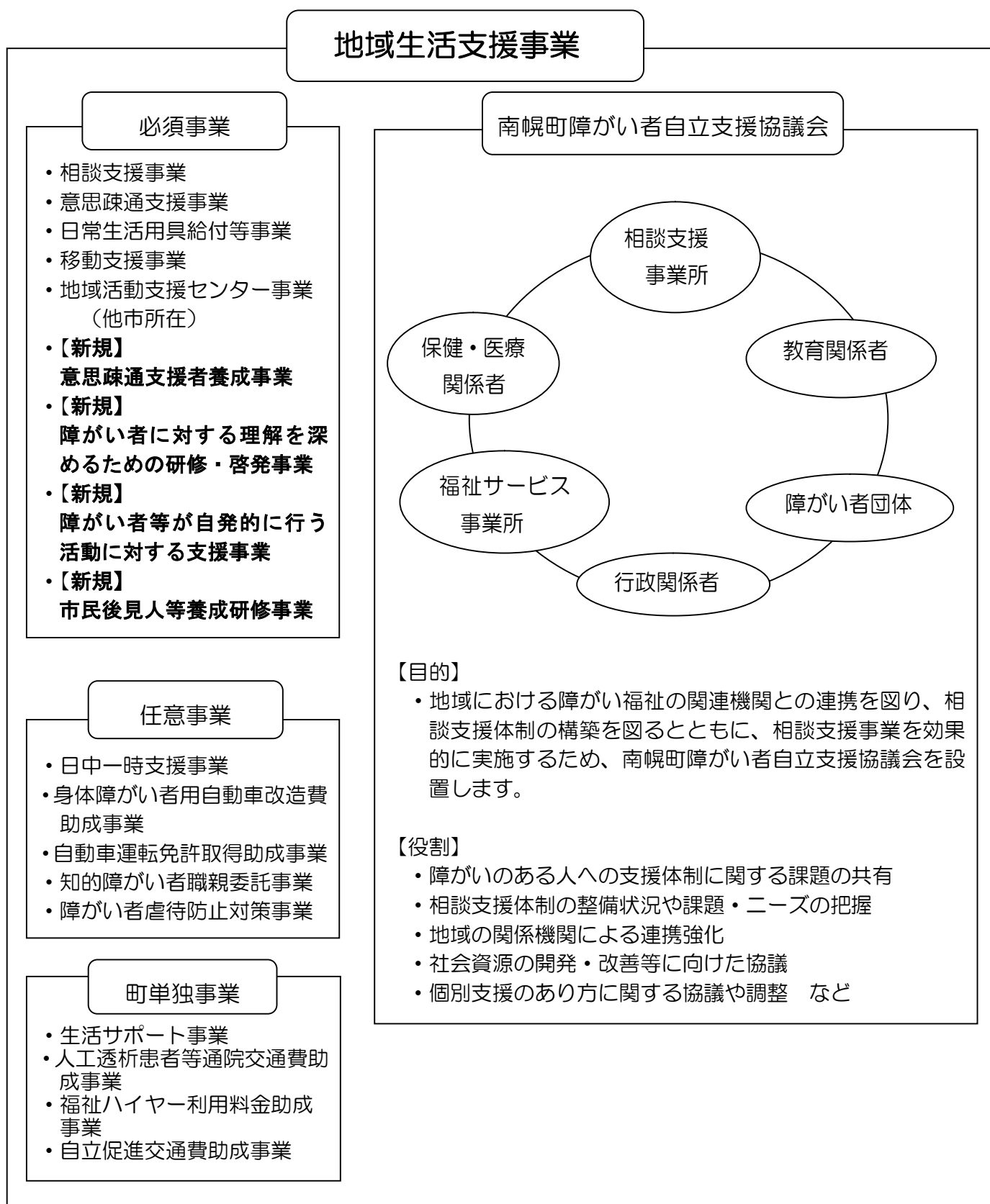
### 〔サービスの見込量〕

事業名	実 績			第4期計画見込量			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 相談支援事業							
① 相談支援事業							
(ア) 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
(イ) 障がい者自立支援協議会	実施の有無	検討中	検討中	有	有	有	有
② 相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 意思疎通支援事業	実利用人数	2	1	1	3	3	3
(3) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	0	0	0	3	3	3
② 自立生活支援用具	給付件数	1	0	0	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	2	0	3	5	5	5
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	0	1	1	2	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	146	114	120	150	150	150
⑥ 居宅生活動作補助用具	給付件数	0	2	0	2	2	2
(4) 移動支援事業	実利用人数	15	17	14	17	17	17
	延べ利用時間数	382	615	462	500	500	500
(5) 地域活動支援センター事業 (他市所在)	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	0	0	0	1	1	1

(6) 意思疎通支援者養成事業	実施の有無				有	有	有
(7) 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業	実施の有無				有	有	有
(8) 障がい者等が自発的に行う活動に対する支援事業	実施の有無				有	有	有
(9) 市民後見人等養成研修事業	実施の有無				検 討		
(10) 任意事業							
① 日中一時支援事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
	実利用人数	9	8	8	10	10	10
② 身体障がい者用自動車改造費助成事業	助成件数	1	0	0	1	1	1
(11) 町単独事業							
① 生活サポート事業	実利用人数	0	0	0	1	1	1
② 人工透析患者等通院交通費助成事業	実利用人数	14	15	12	45	45	45
③ 福祉ハイヤー利用料金助成事業	実利用人数	68	79	80	80	80	80
	利用枚数	1,186	1,222	1,250	1,250	1,250	1,250
④ 自立促進交通費助成事業	実利用人数		7	7	9	10	10

※平成26年度実績は9月末実績と10月以降見込

## 【地域生活支援事業イメージ図】



## 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱(平成19年南幌町訓令第11号)は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



## 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

氏名	区 分
委員長 嵯峨 豪	学 識 経 験 者
職務代理 向島 久博	社 会 福 祉 関 係 者
委 員 小友 征之	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員 小林 市男	民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員 戸田 和則	医 師
委 員 栗林 和史	社 会 福 祉 関 係 者
委 員 熊木喜美夫	障 が い 者 団 体 代 表
委 員 中村 達子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員 加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員 岡 玲子	住 民 代 表 ( 公 募 )
委 員 佐藤 純子	住 民 代 表 ( 公 募 )

計 1 1 名

## 用語解説

### 【か行】

#### ・ケアマネジメント

一人ひとりの要援護者の生活状態に合わせて要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する福祉や医療などのサービスについてのきめ細かいケアプランを作成し、それにもとづいて実際にサービスなどの社会資源を提供していく仕組みのこと。さらに、要援護者の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的に支援やサービスの提供体制を確保する支援方法。

#### ・権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行なうことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護すること。

#### ・高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴がでる。

### 【さ行】

#### ・災害要援護者名簿

災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、周りの支援を必要とする方の名簿を作成し、関係機関で情報を共有するもの。

#### ・サポートファイル

障がいのある人の生育歴やケアの方法を、乳幼児期から成人期に至るまで、継続して記録管理できるファイル形式のノートです。

#### ・障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

#### ・障害者総合支援法

《「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称》障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成17年（2005）年、障害者自立支援法として制定。平成24年（2012）に改正・改題。

- ・身体障がい者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障がい者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

- ・精神障がい者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ・成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取消すことが出来るようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

- ・統合失調症

思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力（統合する能力）が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、まとまりのない行動が見られる精神疾患の一つ。

【な行】

- ・難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

【は行】

- ・発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

- ・放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進することを目的とする事業。

【ら行】

・療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した支援や様々なサービスを受けやすくするための手帳です。障がいの程度によって、「A」と「B」に区別されます。



第3期南幌町障がい者計画・第4期南幌町障がい福祉計画

～支えあい、ともに暮らせるまちづくり～

発行日／平成27年3月

発行／北海道南幌町

保健福祉課 〒069-0235

北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255

ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

E-mail アドレス [nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp)